

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月12日提出

南房総市長 石 井 裕

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月9日

南房総市長 石 井 裕

和解及び損害賠償の額の決定について

事故による損害賠償について、下記のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

令和8年1月9日

南房総市長 石 井 裕

記

1 事故の概要

令和7年11月1日午前6時45分頃、南房総市富浦町南無谷1613番地2地先において、相手方の自動車が赤道を走行中、道路中央に設置されていたグレーチングを踏んだところ、跳ね上がり、右後輪付近のバンパー取り付け部、内側フレームを破損した。

2 和解の相手方

東京都江戸川区内
個人

3 損害賠償の額

486,466円

4 和解の条件

- (1) 事故の責任割合を市90パーセント、相手方10パーセントとし、市は相手方に対し、相手方損害額540,518円の90パーセントに相当する額486,466円を支払う。
- (2) 今後本件に関しては、双方共裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないものとする。